

胃がん・大腸がん検診

▶問合せ 保健福祉課健康係 ☎24-5111 (内線133)

村は、胃がん(バリウム検査)・大腸がん検診を右の日程で実施します。対象となる人は必ず受診し、自分の健康を守りましょう。

- ◆対象者 40歳以上の人
(昭和58年4月1日以前に生まれた人)
- ◆受診料 無料
- ◆受診上の注意 ①検診前夜8時以降は飲んだり食べたりしないでください。②検診当日はたばこを吸わないでください。③腹部を締め付けない服装で下着類は金具のないものを着用してきてください。④受診票は必ず記入し持参してください。
- ◆その他 受診票は同じ世帯でも異なる日に届く場合があります。また、使わない大腸がんの検診容器は返却をお願いします。不明点はお問合せください。

胃がん内視鏡検診を行います

50歳以上の偶数年齢の方を対象に胃がん内視鏡検診を実施します。対象者には通知しますので、希望する方は保健福祉課で申請してください。なお、村の集団胃がん検診(バリウム検査)とは併用できません。

- ◆自己負担 2,000円(生活保護世帯は無料)
- ◆実施期間 令和4年6月1日～令和5年2月28日

実施日	場 所
5月16日(月)	保健センター (1)
5月19日(木)	地域活性化センター (1)
5月27日(金)	赤城原区民館 (2)
	永井住民センター (3)
6月3日(金)	大河原住民センター (1)
6月10日(金)	貝野瀬構造改善センター (1)
6月13日(月)	地域活性化センター (1)
7月30日(土)	保健センター (1)
8月1日(月)	地域活性化センター (1)
12月10日(土)	地域活性化センター (1)
12月12日(月)	保健センター (1)

※受付時間は、(1)は午前8時30分～10時30分、(2)は午前8時00分～9時00分、(3)は午前10時30分～11時30分

犬の登録と狂犬病予防注射

▶問合せ 保健福祉課健康係 ☎24-5111 (内線133)

狂犬病予防法の規定に基づき、令和4年度の犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。生後3か月以上の犬を飼育されている方は、1年に1度、予防注射を受けさせてください。当日は必ずハガキ、愛犬パスポート、手数料を持参してください。

- ◆手数料 登録済みの場合3,500円 新規登録の場合6,600円
- ◆ご注意

- ・釣り銭のいらないようお金をご用意ください。
- ・犬は、制御できる人が連れてきてください。
- ・犬が亡くなっている場合は、ハガキを保健福祉課まで返却ください。また、新たな愛犬を飼う場合には、新規の登録が必要となります。

5月20日(金)	
板戸集出荷場	(9:00～9:15)
赤城原区民館	(9:25～9:45)
赤谷住民センター	(9:55～10:10)
追分住民センター	(10:20～10:40)
大河原住民センター	(10:50～11:05)
中野婦人の家	(11:15～11:35)

5月19日(木)			
永井住民センター	(9:00～9:15)	生越住民センター	(13:20～13:40)
入原公民館	(9:25～9:45)	旧農協貝野瀬支所	(13:50～14:20)
川額集落センター	(9:55～10:15)	東小学校前	(14:30～14:50)
地域活性化センター	(10:25～10:55)	保健センター	(15:00～15:30)
三ツ谷住民センター	(11:05～11:25)		

後期高齢者医療の保険料率が決まりました

▶ 問合せ 保健福祉課保険係 ☎ 24-5111 (内線134)

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により2年に一度見直すこととされています。令和4・5年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和4年第1回定例会(2月9日開催)で議決されました。

◆保険料率の引き上げ

令和4・5年度は、団塊の世代の加入により被保険者数が増加し、保険料でまかなうべき割合が増えるため、保険料率の引き上げになっています。

令和2・3年度措置

均等割額	43,600円
所得割率	8.60%



令和4・5年度

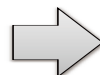
均等割額	45,700円
所得割率	8.89%

◆賦課限度額の改正

中間所得層の負担軽減を図るため、賦課限度額は引き上げとなりました。

令和2・3年度措置

賦課限度額	640,000円
-------	----------



令和4・5年度

賦課限度額	660,000円
-------	----------

◆所得が低い方に対する均等割額の軽減

保険料率(均等割額)の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。なお、令和4年度の軽減割合・該当条件は変更ありません。

※「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」は、年金・給与所得者が2人以上の場合のみ計算します。詳細はお問合せください。

令和3年度の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の 総所得金額などの合計額で判定	軽減後 均等割額
7割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※2」以下	13,080円
5割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※2+28万5千円×世帯の被保険者数」以下	21,800円
2割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※2+52万円×世帯の被保険者数」以下	34,880円



令和4年度

軽減後 均等割額
13,710円
22,850円
36,560円

戦没者などのご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています

▶ 請求窓口・問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115)

令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者などの妻や父など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

◆支給対象者(戦没者等の死亡当時のご遺族で)

- (1)令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - (2)戦没者等の子
 - (3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4)(1)~(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥や姪など) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。



◆支給内容

額面25万円
(5年償還)第十一回特別弔慰金国債券い号

◆請求期限

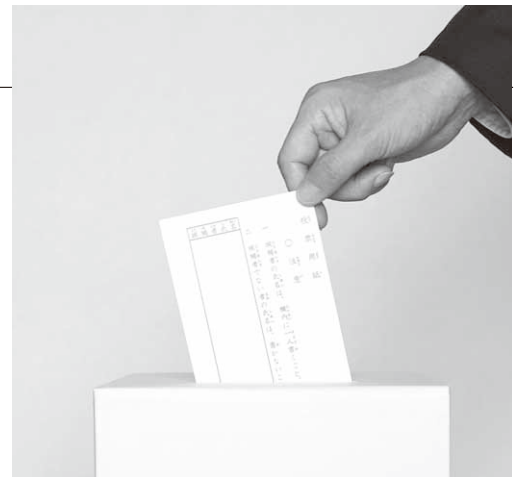
令和5年3月31日

◆留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

昭和村議会議員選挙について

▶問合せ 総務課財政係 ☎24-5111 (内線112)



任期満了による昭和村議会議員選挙が行われます。この選挙では、令和2年12月に公職選挙法が改正されたため、一部変更があります。

◆告示日 令和4年11月22日(火)

◆投開票日 令和4年11月27日(日)

公職選挙法改正による変更点

◆村議会議員選挙で、立候補する際の供託金制度(15万円)が導入されます。供託金は、一定数以上の得票数を得られなかった候補者は没収されることになります。

◆選挙公営(公費負担)が拡大され、次の費用は村が上限まで負担します。ただし、供託金が没収となった場合は公費負担はできません。

- ①選挙運動に使用する自動車の費用(1台のみ)
- ②選挙運動で配るビラの作成費用(1,600枚まで)

③ポスター掲示場に貼り付ける選挙運動用ポスターの作成費用(60枚まで)

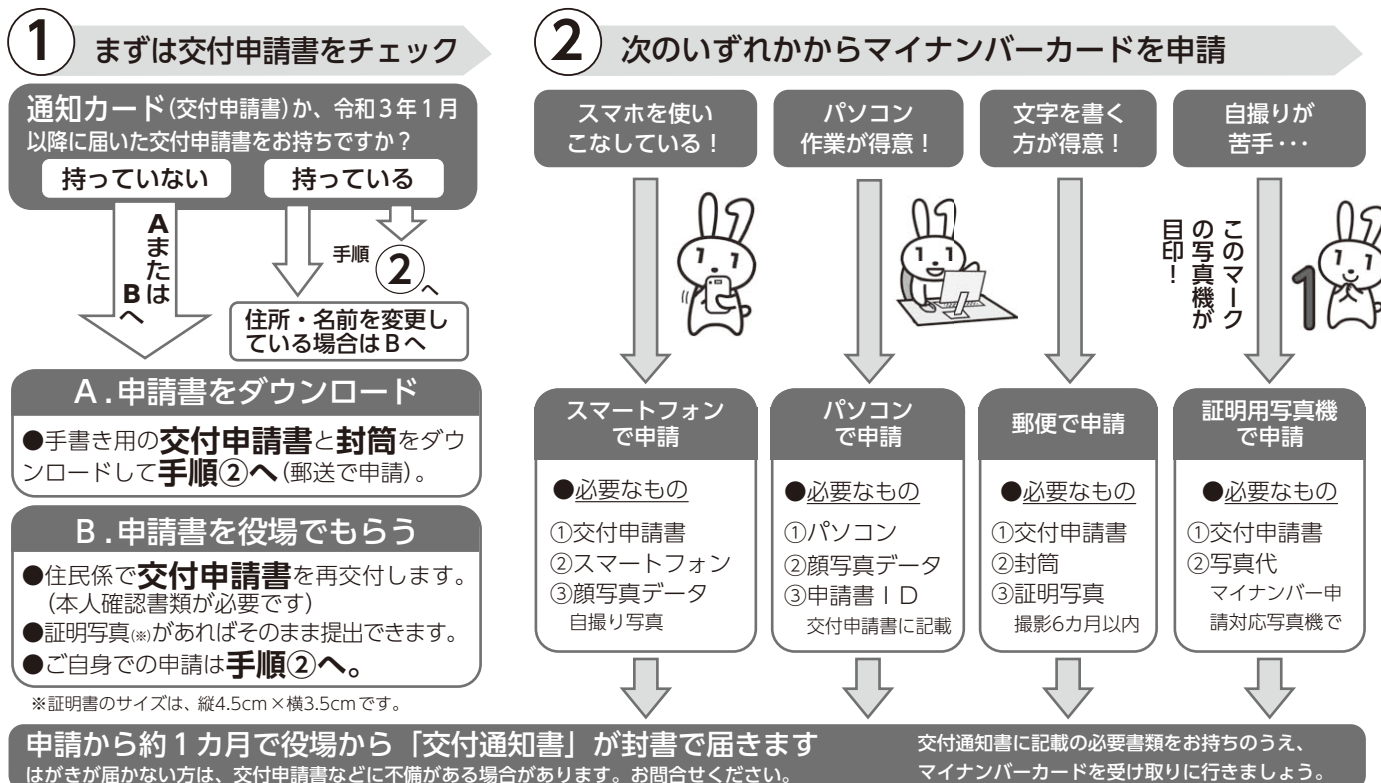
◆村議会議員選挙で、一定枚数のビラを配ることが解禁されます。

詳しくは、選挙前の「立候補予定者説明会(期日未定)」で説明を行う予定です。

マイナンバーカードをつくりませんか

▶問合せ 総務課住民係 ☎24-5111 (内線115)

就職や転職、出産育児など、多くの場面で個人番号の提示が必要となります。通知カードやマイナンバー入りの住民票では、合わせて運転免許証などの本人確認書類も必要となりますが、マイナンバーカードならば1枚で番号確認と本人確認が可能です。



動物除けの電気柵の設置を補助

獣害防止柵等設置事業 ▶ 問合せ・申請先 産業課農政係 ☎ 24-5111 (内線151)

村は、農作物への被害を防止するための獣害防止策(電気柵など)を購入し設置した農業者に補助金を交付します。

申請期限

令和5年3月31日(金) ※郵送の場合は当日消印有効

補助金額

電気柵などの購入費の1/2以内

補助の限度額 1世帯での設置 7万円
2世帯以上での設置 14万円

申請方法・申請先

申請書を村ホームページまたは役場産業課から取り寄せ、申請書類を添えて郵送か窓口にて提出してください。

〒379-1298 昭和村大字糸井388
昭和村役場産業課農政係



◆補助対象者 (次の全てに該当)

①村民であり村内に農地がある農業者・団体 ②暴力団や暴力団員でない ③宗教組織・団体でない ④村税などを滞納していない

◆申請書類

- ・昭和村獣害防止柵等設置事業補助金交付申請書
 - ・電気柵などを購入した領収書
 - ・電気柵などを設置した後の写真
 - ・電気柵などを設置した場所の位置図
 - ・申請者名義の通帳の写し
- ※申請書の振込先と同じ

高齢者・障害者

住宅用火災警報器の設置を支援

高齢者等住宅用火災警報器設置支援事業

▶ 問合せ・申請先 総務課庶務係 ☎ 24-5111 (内線111)

村は、火災から生命・財産を守るために住宅用火災警報器を設置した高齢者の世帯や障害者がいる世帯を支援します。(令和8年度まで)

対象世帯(次のいずれか)

- ①70歳以上の方だけの世帯
 - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯
- ※①②いずれも住宅が持ち家である場合に限りです。

補助金額

1台あたりの住宅用火災警報器 11,000円まで
1世帯3台まで 費用の上限 33,000円まで



◆設置支援の流れ

- ①対象世帯の方などが村高齢者等住宅用火災警報器設置支援事業申請書を役場に提出する。
- ②役場が申請の内容を審査し、結果が通知される。
- ③支援が決定した場合は、住宅用火災警報器を設置し、完了したら役場に届け出る。

※村は火災やその他災害に対して賠償責任を負いません。